

京都府立学校等で使用する電力調達基本契約書

京都府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により平成 29 年度における京都府立学校等で使用する電力調達に係る基本契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、京都府立学校等における電気需要者（以下「丙」という。）と乙とが、仕様書（質疑及び回答書を含む。）に従い、丙が使用する電気を需要に応じて供給する契約事項を定めることを目的とする。

（契約の要領）

第 2 条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- （1）需要場所、供給仕様等
別紙「仕様書」のとおり
- （2）契約単価
別紙「契約単価表」のとおり
- （3）契約期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- （4）この契約に規定する提出、承諾、通告、解除、請求及び協議は、書面によりこれを行う。
- （5）乙と丙との個別契約については、丙が乙に対して契約申込書を提出し、乙が丙に対して契約申込に対する承諾書を提出することにより成立するものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第 3 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（秘密を守る義務）

第 4 条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む。）に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

（料金の算定）

第 5 条 電力料金は、仕様書に定める各需要場所の契約電力に契約単価表の基本料金を乗じて得た額（以下「基本料金」という。）に計量期間に係る使用電力量に契約単価表の電力量料金単価を乗じて得た額（以下「電力量料金」という。）を加算した額とする。ただし、基本料金は、仕様書によって算定された力率割引又は割増しを行うことができるものとし、電力量料金は、契約単価表の燃料費調整額を差し引き、又は加えるものと

する。

- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金等は、仕様書の規定により算出された料金を乗じた額を加算するものとする。
- 3 契約単価の変更は、法令等に基づく場合に限るものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (4) 前3号に掲げるほか乙がこの契約に違反し、この契約の目的が達せられないと認められるとき。

- 2 甲は、発注が第2条第1号の予定数量の3分の2以上減じる見込みのあるときは、乙に対し通知しなければならない。この場合においては、乙は、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第6条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。) 第 49 条の規定による排除措置命令、第 62 条第 1 項の規定による納付命令又は第 64 条第 1 項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙 (乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人) が、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(特定調達契約に係る契約の解除等)

第 6 条の 3 甲は、業務が満了するまでの間は、第 6 条第 1 項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより損害を及ぼしたときには、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 7 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として甲が指定する期日までに支払うものとする。ただし、第 2 号に該当した場合であつて、この業務を完了させたときは、この限りでない。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定により契約を解除されたとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたとき。

イ アの他、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

ウ 甲の乙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

- 2 前項の規定は第 6 条第 2 項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(損害賠償)

第 8 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲、丙又は第三者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第 9 条 乙は、第 6 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わな

なければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- 3 契約期間内に、乙の責めに帰すべき事由が無く、甲が契約を解除する場合は、乙は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等に基づき契約代金の精算金等を請求できるものとし、甲は、乙にその精算金等を支払うものとする。

(期限の利益の喪失)

第10条 第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

ただし、同項第2号に該当する場合であって、この業務を完了させたときは、この限りではない。

(相殺予約)

第11条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(接続供給契約等の義務)

第12条 乙は、この契約に基づき、乙と関西電力株式会社との間に、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結し、その確認ができる書類の写しを供給開始までに甲に提出しなければならない。

(関係法令の遵守)

第13条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第14条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項に関して疑義が生じたときは、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 京 都 府 知 事
山 田 啓 二

印

乙

印

契約単価表

| | 需要場所 | 基本料金 円/kW | 電力量料金(円/kWh) | | |
|----|-------------|--------------|--------------|-------|--------|
| | | | 夏季 | その他季節 | 燃料費調整額 |
| 1 | 山城高校 | | | | |
| 2 | 洛北高校 | | | | |
| 3 | 北陵高校 | | | | |
| 4 | 朱雀高校 | | | | |
| 5 | 洛東高校 | | | | |
| 6 | 鳥羽高校 | | | | |
| 7 | 嵯峨野高校 | | | | |
| 8 | 北嵯峨高校 | | | | |
| 9 | 北桑田高校 | | | | |
| 10 | 北桑田高校(美山分校) | | | | |
| 11 | 桂高校 | | | | |
| 12 | 洛西高校 | | | | |
| 13 | 桃山高校 | | | | |
| 14 | 東稜高校 | | | | |
| 15 | 洛水高校 | | | | |
| 16 | 京都すばる高校 | | | | |
| 17 | 向陽高校 | | | | |
| 18 | 乙訓高校 | | | | |
| 19 | 西乙訓高校 | | | | |
| 20 | 東宇治高校 | | | | |
| 21 | 菟道高校 | | | | |
| 22 | 城南菱創高校 | | | | |
| 23 | 城陽高校 | | | | |
| 24 | 西城陽高校 | | | | |
| 25 | 京都八幡高校 | | | | |
| 26 | 久御山高校 | | | | |
| 27 | 田辺高校 | | | | |
| 28 | 木津高校 | | | | |
| 29 | 南陽高校 | | | | |
| 30 | 亀岡高校(西校舎) | | | | |
| 31 | 亀岡高校(東校舎) | | | | |
| 32 | 南丹高校 | | | | |
| 33 | 園部高校 | | | | |
| 34 | 農芸高校 | | | | |
| 35 | 須知高校 | | | | |
| 36 | 綾部高校 | | | | |

契約単価表

| | 需要場所 | 基本料金 円/kW | 電力量料金(円/kWh) | | |
|----|---------------|--------------|--------------|-------|--------|
| | | | 夏季 | その他季節 | 燃料費調整額 |
| 37 | 綾部高校(東分校) | | | | |
| 38 | 福知山高校 | | | | |
| 39 | 福知山高校(三和分校) | | | | |
| 40 | 工業高校 | | | | |
| 41 | 大江高校 | | | | |
| 42 | 東舞鶴高校 | | | | |
| 43 | 東舞鶴高校(浮島分校) | | | | |
| 44 | 西舞鶴高校 | | | | |
| 45 | 宮津高校 | | | | |
| 46 | 海洋高校 | | | | |
| 47 | 加悦谷高校 | | | | |
| 48 | 峰山高校 | | | | |
| 49 | 峰山高校(弥栄分校) | | | | |
| 50 | 網野高校 | | | | |
| 51 | 網野高校(間人分校) | | | | |
| 52 | 久美浜高校 | | | | |
| 53 | 久美浜高校(農業実習棟) | | | | |
| 54 | 盲学校(幼小中等部) | | | | |
| 55 | 盲学校(高等部) | | | | |
| 56 | 聾学校 | | | | |
| 57 | 聾学校(舞鶴分校) | | | | |
| 58 | 向日が丘支援学校 | | | | |
| 59 | 宇治支援学校 | | | | |
| 60 | 城陽支援学校 | | | | |
| 61 | 八幡支援学校 | | | | |
| 62 | 南山城支援学校 | | | | |
| 63 | 丹波支援学校 | | | | |
| 64 | 丹波支援学校(亀岡分校) | | | | |
| 65 | 中丹支援学校 | | | | |
| 66 | 舞鶴支援学校 | | | | |
| 67 | 舞鶴支援学校(行永分校) | | | | |
| 68 | 与謝の海支援学校 | | | | |
| 69 | 府立図書館 | | | | |
| 70 | 山城郷土資料館 | | | | |
| 71 | 丹後郷土資料館 | | | | |
| 72 | 総合教育センター | | | | |
| 73 | 総合教育センター北部研修所 | | | | |

京都府立学校等で使用する電力調達個別契約申込書

(落札者名)

平成 年 月 日

(電気需要者名)

京都府〇〇

〇〇長 〇〇 〇〇



[本件に関わる連絡先]

所属：

名前：

電話：

京都府立学校等で使用する電力調達基本契約書（以下「基本契約書」という。）に基づく（電気需要者名）（以下「甲」という。）と（落札者名）（以下「乙」という。）との個別の調達契約について、下記のとおり申込みます。

記

1 電力需要場所

| 需要場所（施設名） | 需要場所所在地 |
|-----------|---------|
| | |

2 契約期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

3 料金の支払等

- 乙は、月毎に、基本契約書第5条により算出した金額の合計額（以下「料金」という。）を、計量期間の翌月に、甲に対し、請求書により請求するものとする。
- 甲は、前項に規定する請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に料金を支払わなければならない。ただし、支払日が日曜日又は銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、支払日をその翌日とする。また、その翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。
- 甲は、約定期間内に料金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.8パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

4 上記に定めるものの他、契約内容は、基本契約書に準拠するものとする。

京都府立学校等で使用する電力調達個別契約承諾書

平成 年 月 日

(電気需要者名)

(落札者名)



京都府立学校等で使用する電力調達について、(電気需要者名)から提出された個別契約申込書を受理し、承諾しました。